

2 社会福祉法人敬仁会 役員等報酬規程

平成29年6月13日 制定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬仁会(以下「本法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に定める者である。

3 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費の実費の弁償分であり、報酬とは明確に区分されるものである。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、役員に職務執行の対価として、別記1の各々1日分の報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別記3の1日分の報酬を支給することができる。

3 理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合には、別記1の1日分の報酬を支給することができる。

4 役員及び評議員が、理事会又は評議員会に出席した日に、同日にあわせ、本法人の業務を行った場合であってもその分については前項の報酬はこれを支払わないものとする。

5 前2項の規定は、本法人と業務委託又は顧問契約を締結している者に対しても同様該当するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本法人の理事長及び全理事の報酬総額は、年間1,900万円以内とする。

2 本法人の全監事の報酬総額は、年間180万円以内とする。

3 本法人の理事長の報酬月額は、別表1に定めるとおりとし、評議員会の承認を得て決定する。

4 理事の報酬は、別記1に定める報酬に定める額とする。

5 監事の報酬は、別記2に定める報酬の額とする。

6 評議員の報酬は、別記3に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 本法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、本法人旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

2 理事長の報酬月額(旅費を除く)は、毎日25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月13日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1 理事長報酬月額

1. 月額150万円
2. 事業別按分負担額 福祉事業 50万円
公益事業100万円

別記1 理事の報酬

1. 理事会等出席の都度 一人一律1万円

別記2 監事の報酬

1. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監査執務等(会議等出席含む)出席の都度
一人一律3万円

別記3 評議員の報酬

1. 評議員会出席の都度 一人一律1万円